

内閣参質一七七第八号

平成二十三年二月一日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員浜田和幸君提出地方税法第四百八条に基づく尖閣諸島への上陸調査に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出地方税法第四百八条に基づく尖閣諸島への上陸調査に関する質問に対する

答弁書

一及び二について

お尋ねの「石垣市長の指示を受けた固定資産評価員又は固定資産評価補助員が尖閣諸島へ上陸すること」については、政府として、これを認めないこととしたものである。

また、魚釣島、北小島、南小島及び久場島の所有者も、国の機関を除き上陸等を認めないとの意向であると承知している。

